

## 生活福祉委員長報告

生活福祉委員会委員長 三 津 良 裕

生活福祉委員長報告を申し上げます。

今期定例会で、当委員会に付託されました案件は、「議案第65号 専決処分の承認について（鳴門市国民健康保険条例の一部改正について）」ほか議案1件であります。

当委員会は去る6月18日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案1件については承認、また議案1件については原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、「議案第65号 専決処分の承認について（鳴門市国民健康保険条例の一部改正について）」であります。国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成25年2月22日に公布され、国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について特定同一世帯所属者にかかる特例措置を恒久化するほか、特定世帯にかかる世帯別平等割額を最初の5年間は2分の1軽減する現行措置に加え、その後3年間は4分の1軽減する措置を講ずることとするに伴い、所要の改正を行ったものであります。また、平成25年1月25日公布の政令改正では、高額医療費共同事業及び保険財政共同安

定化事業の拠出に要する費用を平成25年度まで基礎賦課総額に含める特例を平成26年度まで延長するに伴い、所要の改正を行ったものであり、事務執行上、急を要したため地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでありました。

委員からは、国が保険制度の軽減割合などを決定する前に、事前に地方から国に対して要望を行う必要があるのではないかと、この意見があり、理事者からは機会があるごとにそれぞれの機関を通じて要望していきたい、との回答がありました。

また、後期高齢者医療制度の被保険者数や特定同一世帯、特定世帯数の確認を行い、委員からは法改正に伴う制度の該当者への啓発や説明をもっとして欲しいとの要望がありました。

委員会では採決の結果、全会一致で承認すべきと決しました。

次に「議案第66号 鳴門市附属機関設置条例の一部改正について」であります。予防接種法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、厚生労働大臣が予防接種に関する基本的な計画を策定すること、新たにヒブ感染症・小児肺炎球菌感染症およびヒトパピローマウイルス感染症を定期予防接種の対象とすること、また定期予防接種等の適正な実施のための措置に関する規則を整備すること等、所要の措置を講ずることなどが改正されたことによる条項の移動に伴い、

引用条項の整理を行うものであります。

委員会では予防接種法の改正の内容を確認し、全会一致で原案を了と致しました。

以上が当委員会の審査概要であります。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。